

特定非営利活動法人
芸術活動家協会
定款

平成 21年 3月 1日 作成

特定非営利活動法人 芸術活動家協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人芸術活動家協会という。英文表記は Engagement of Artistic Society とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区三田4丁目7番19号ハタビル5階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する事業を行い、社会福祉の活性化に寄与することを目的とする。主として芸術アクティビスト（※この法人独自の会員の総称で、入会に準じ付与する。芸術及びスポーツ等に関する専門的技能を持ち、その技能を活かして社会貢献や芸術又はスポーツの活性化に積極的に取り組む活動家のこと）資格付与により、芸術家のボランティア活動の推進及び認知向上を図り、地域社会に貢献するアーティスト団体としての社会的ポジションを確立する。さらに、芸術教育、普及・啓蒙事業を行うことで、社会に適応出来ない現代人が増加している社会問題に対して、心の安らぎと成長を助け、文化的教育環境を補う役割を担い、現代人に健全な市民道徳の形成を呼びかけるものである。この法人の活動により、芸術文化とその表現者及び作品等をより身近に感じてもらいながら交流を図る芸術文化コミュニティとして、大人と未来を担う子供たち、健常者、障害者という境界線を越え、全ての人が共に集い語り合う機会を提供し、夢と希望が持てる健全な社会の実現を目指すものとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 文化、芸術及びスポーツの振興に関する企画、運営及びコンサルティング
 - ② イベント、講習会、展示会、セミナー及びシンポジウム等の開催及び協賛
 - ③ 芸術アクティビスト資格認定事業

- ④ ③の資格制度に伴うセミナー、交流会等の実施及び支援事業
- ⑤ 資格制度に伴う普及事業
- ⑥ 個人会員と企業会員のニーズを結ぶ紹介事業
- ⑦ 機関紙、ホームページ等による芸術関連情報の提供並びにブログ等による情報収集、交換、広告掲載事業
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して入会し、活動を賛助・支援する個人及び団体
- (3) 特別会員：この法人の目的に賛同し、協力のあった個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込があったときには、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 特別会員として入会しようとするものは、既存理事1名以上の推薦を得て、理事会の承認を受けるものとする。
- 6 会員の種類を変更する場合は、正会員、準会員共に代表理事に変更を申し出るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 すでに納めた入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。
- 3 役員及び特別会員は、入会金及び会費を免除する。
- 4 準会員から正会員へ会員の種類を変更する場合は、準会員と正会員の年会費の差額分を直ちに納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときには、理事会の議決を経て退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡又は失踪宣告を受たり、団体にあつては解散したとき
- (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と議決したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) この法人の会員としての義務に違反したとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事：3名以上 20名以内
- (2) 監事：1名以上 3名以内
- (3) 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
- (4) 理事のうち、1人以上の専務理事、1人以上の常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 専務理事1人と常務理事1人は理事の互選とする。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の全般的な管理業務を担当する。
- 4 常務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の日常的な管理業務を担当する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款に定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 解散における残余財産の帰属先
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条項及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数、及び出席者数（書面表決者又は表決委任者にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通

知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者にあつては、その数・氏名を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわれなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経て総会において報告しなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上で剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において議決した社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 広告の方法

(広告の方法)

第54条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則 (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	齊藤 砂絵
副代表理事	篠ヶ谷 恵津子
専務理事	中村 備生
常務理事	天沼 真江
理事	結城 公美子
同	山崎 直史
同	江口 康久万
同	田辺 豊
同	小宮 康義
同	平井 景
同	小宮 真由
同	野澤 哲夫
同	田中 小枝子
同	前島 千春
監事	谷中 靖久
同	齊藤 勲

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の特別会員は、次に掲げる者とする。

特別会員/	浅見利恵	河野和恵	大木理恵	福嶋美香	篠原由桂
	江黒未希	西山若菜	藤原友紀	坊池亜紀	山本真衣
	横山貴子	最上彩子	菰田理絵	中島章博	中川夏花
	後藤浩士				

- 6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1) 正会員 (個人)

- ・ 入会金 1,000円
- ・ 年会費 5,000円

2) 正会員 (団体)

- ・ 入会金 5,000円
- ・ 年会費 1口25,000円 (1口以上)

3) 賛助会員 (個人)

- ・ 入会金 1,000円
- ・ 年会費 3,000円

4) 賛助会員 (団体)

- ・ 入会金 5,000円
- ・ 年会費 1口 15,000円 (1口以上)

7 この法人の設立において、任意団体 Engagement of Artistic Society に参加していた会員に関しては、入会金を免除する。